

大

館

市

# 農業委員会

## だより

第66号

平成30年2月1日発行

若い農業者のみなさんへ  
老後の備えは万全ですか？  
農業者年金加入のススメ



水稻作柄調査の様子（比内町達子）

# 新しい農業委員会一九となつて



大館市農業委員会  
会長 糸屋 由衛門

皆さまには日頃より大館市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただき、深くお礼申し上げます。

さて、改正農業委員会法の施行に伴い、本市の農業委員は従来の公選制から市長の任命による選任制となり、昨年七月二十日に「農業委員」十九名が任命され、また、八月一日には新制度に基づく「農地利用最適化推進委員」十八名が新たに誕生しました。農地利用最適化推進委員の役割は、各地域において担い手への農地集積や遊休農地解消、新規就農者支援等を農業委員と一緒に活動し「農地利用の最適化」を推進するものです。農地利用最適化推進委員は農地に関わる地域の「世話役・相談役」としてその責務を果たす所存です。

農業を取り巻く環境に目を向ければ、長年続けられてきた国の減反政策が廃止され、それに代わり県・市による自主的生産調整が始まります。米価の安定維持のためにも新たな生産調整は農家皆様のご協力が不可欠であります。

目まぐるしく変わる農政ではありますが県・市と連携しながら、業者の公的代表機関として、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が一致団結し、農業の持続的発展のため、公正性・透明性及び中立性をもって山積する諸問題に取り組み、努力してまいりますので、これからも皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 農地利用最適化推進委員が誕生

農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されました。平成二十九年八月一日に農業委員会による委嘱状交付式が行われ、十八名の委員が誕生しました。

農地利用最適化推進委員の役割は地域の農業全般に関する相談員であり、農地の集積・集約活動、農地の遊休化の防止活動、新規就農者へのサポート活動、地域との仲介活動などを通じて地域農業の将来について一緒に考えていきます。

農地のことでご相談がありましたら、

地元の農業委員や農地利用最適化推進委員へお声がけください。



## 常陸大宮市農委との交流

大館市と友好都市協定を結ぶ茨城県常陸大宮市の農業委員会一行二十人が十一月六日、大館市を訪れ、本市農業委員会との交流研修会を実施しました。研修では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況や農地パトロールの実施方

法、鳥獣被害対策等について意見交換しました。当市では今年増加しているクマの被害状況や対策を説明。常陸大宮市はイノシシによる農作物被害が深刻で、電気柵やネットフェンス設置費用の助成、有害鳥獣捕獲隊による駆除を実施していることなどが報告されました。

最後に、今後も両委員会の交流を深め、研修等を通じて両市発展のために活動することを確認して閉会しました。



# 「国民年金」プラス「農業者年金」で安心な将来を！

## 農業者のみなさん、 老後の備えは万全ですか？

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

### ◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

### ◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

### ◎終身で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に八十年前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

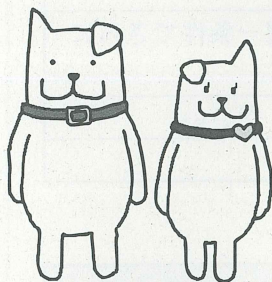
### ◎公的年金ならではの税制上の優遇があります

担い手には政策支援（国庫補助）があります

## 若い農業者のみなさんへ

政策支援加入（保険料の国庫補助）で老後の安心を！

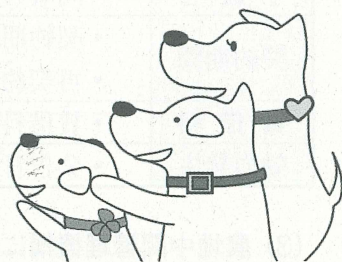
保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。



### ◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		—

※ 国庫補助額の割合は月額2万円に対する割合です。  
 ※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。



### ◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	285万円	300万円

(注) この試算は、通常加入で月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。  
 予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成29年度は0.20%です。  
 (各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。)

### 年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金(特例付加年金)を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上(※)行った上で、後継者又は第三者に「経営継承」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金  
 Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、  
 農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)

# 手続きをお忘れなく!

## 農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

### (1) 農地法第3条による貸借

項目	内 容
要件	・借り受ける方の耕作面積が10a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手 続 き	手続きには、次の書類等が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください。)</li> <li>・貸し人の印鑑証明書、実印</li> <li>・借り人の住民票抄本の写し、認印可</li> </ul>
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

### (2) 利用権設定

項目	内 容
要件	・借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が2.6ha以上(新規借入分を含む。) } であることが必要です。
手 続 き	・両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約期間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

### (3) 農地中間管理機構による貸借

項目	内 容
事業概要	・この事業は、農地を貸したい方から「農地中間管理機構」が農地を借り入れ、公募に応募し公表された借り手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。
手 続 き	・農地を貸したい方は、貸し付け希望農地の固定資産税明細書等をお持ちのうえ、農業委員会へご相談ください。随時受け付けています。 ・農地を借りたい方は、公募する「応募者リスト」に掲載されている必要があります。応募方法は、大館市農林課へご相談ください。
契約について	・農地中間管理機構に10年以上貸し付け、農地中間管理機構から借り手に貸し付けられた場合、機構集積協力金が交付される制度があります。
賃 借 料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

# こんなときは…

## 農地を転用したい

- たとえば…
- 農地に住宅を建てたい
  - 農地に工場を建設したい
  - 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、

### 転用許可

が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に市長の許可（その面積が2haを超え4haまでは知事の許可、4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸し付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

## 農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 買い受ける方の耕作面積が10a以上（新規買入分を含む。）であることが必要です。</li> </ul>
手続き	<p>手続きには下記の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。）</li> <li>• 売渡人の印鑑証明書、実印</li> <li>• 買受人の住民票の写し、認印</li> </ul>

# 大館市賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における、賃借料水準（10a当たり）は次のとおりとなっていますので、賃借の際の参考としてください。

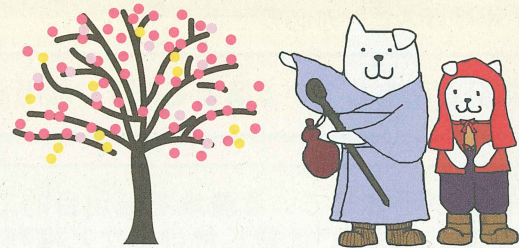
## ◆【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	9,612円	16,200円	4,897円	399
	釈迦内	9,526円	12,000円	5,400円	326
	長木	8,444円	13,000円	5,000円	271
	上川沿	8,864円	10,800円	7,200円	144
	下川沿	11,596円	16,000円	5,000円	190
	真中	10,520円	16,000円	7,780円	431
	二井田	10,069円	16,200円	3,760円	440
	十二所	7,087円	10,800円	3,000円	292
	花矢	7,890円	10,800円	5,000円	285
比内地域	8,555円	14,000円	3,976円	517	
田代地域	8,699円	13,603円	5,000円	417	
(参考)市全域平均	9,171円	-	-	3,712	

## ◆【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	6,048円	10,800円	3,000円	26

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵（60kg）当たり10,800円で算定しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。



# 農業委員会からのお知らせ

## 農家相談デーを開催します

各公民館を会場に農家相談デーを開催します。日程・会場等の詳細は下記のとおりです。

- 2月6日(火) 釈迦内公民館 会議室
- 2月7日(水) 下川沿公民館 会議室
- 2月7日(水) 田代公民館 第3研修室
- 2月8日(木) 十二所公民館 第1研修室
- 2月8日(木) 比内総合支所 101会議室
- 2月9日(金) 真中公民館 会議室

開催時間は各会場ともに午後1時から4時まで。  
※ご都合のよい日に会場へお越しください。

## 農業用免税軽油の仮交付申請について

免税制度が継続された場合に対応するため、平成30年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮)受付を行いますので交付希望の方は下記会場で申請手続きを行ってください。

- 期日・時間  
平成30年2月15日(木)～2月16日(金)  
10:00～11:30と13:00～15:30
- 会場  
総合県税事務所北秋田支所会議室
- お問い合わせ  
秋田県総合県税事務所北秋田支所 TEL:0186-49-2211

## 農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。

忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。



発行：毎週金曜日・自宅直送  
B3版8～10ページ  
購読料：月700円（送料とも）  
お申し込みは農業委員会事務局まで